

令和3年度

太田川原野谷川治水水防組合

定期監査結果報告書

太田川原野谷川治水水防組合

監査委員

## 1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

## 2 監査の対象

太田川原野谷川治水水防組合における令和3年11月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

## 3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

## 4 監査の主な実施内容

太田川原野谷川治水水防組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局次長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

## 5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和4年1月12日

## 6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

## 7 監査所見

本組合については、市町を超えて対応する水防業務に対して重要な役割を担ってきたが、広域的な水防体制の確保については、国による遠州流域治水協議会や県による静岡

県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会等において共有化することが可能であり、水防計画や水防演習、重要水防箇所や水防倉庫の点検及び巡視については、各市町において既に一部実施されている。

本組合の関係機関等との関係性や事業について現状を整理し、事務負担軽減を含め、本組合の解散も視野に入れた組合の在り方について、構成市町や県等の関係機関と具体的な協議の開催に努められたい。